

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和7年5月30日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	小	泉	栄正
同	手	塚	秀樹

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度		包括外部監査分		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (26年度)	令和6年度の措置状況	担当課	
11. 生活保護法に基づく返還金 ア 督促手数料、延滞金の徴収 についての条例に基づいた運用 がされていない。【指摘】 (報告書244ページ)	生活保護費返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第231条の3第1項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第231条の3第1項の歳入について別の法令又は条例に定めがあるほか、督促手数料及び延滞金について規定している。本生活保護費返還金については特段の定めがされておらず督促料及び延滞金は徴収しない根拠が明示されていない。実務上は履行延期承認通知書の付帯債権欄の債権金額は記入されておらず、記録からは延滞金等の徴収計算はされていない。債権者は生活困難で生活費として費消し、また多くのケースでは生活保護を受けており延滞金の回収が困難なケースも多いと考えられる。上記条例第6条では必要と認めた場合は、延滞金の減免をすることができる旨の規定があるが具体的免除の規定は定められていない。実情を考慮し延滞金の免除・減免規定を整備し対応すべきである。	督促手数料、延滞金については、債務者がもともと被保護者であり、返還金等となる収入を生活費として費消しているケースがあり、徴収することが困難であるため、返還金等を少しずつでも納入してもらうよう、納入期限前に分割納付の手続きを指導している。 なお、他の中核市においては、被保護者からの延滞金等の徴収が困難であることから、減免の規定を設けているところもあるので、他市の状況を調査し、減免規定を整備する。	令和6年5月に改めて中核市等に照会を行った後、減免規定である「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を制定した。(令和6.10.22制定) また、上記以外にも引き続き適正な徴収事務を行うための方法等の実施、研究を行っている。	生活支援課	